

訴訟上の和解について

1 事件の概要等

- (1) 事件名 令和6年(ワ)第213号国家賠償請求事件
- (2) 提訴日 令和6年5月30日
- (3) 原告 生駒市在住の個人
- (4) 被告 生駒市
- (5) 概要 障害者加算で生活保護を受けている原告に対し、精神障害者保健福祉手帳の失効に伴い、失効期間中に支給した障害者加算分99,720円を2回にわたり返還させた行為が違法であったとして、659,692円の損害賠償を請求されたもの

2 裁判の経過

令和6年9月10日～令和8年3月4日 延べ11回の弁論準備手続き等
奈良地方裁判所から和解勧告

3 和解の概要

- (1) 生駒市は、原告に対して生活保護費のうちの障害者加算分を2回にわたり返還させた行為について、配慮が十分でなかったことについて謝罪すること。
- (2) 被告は、今後本件のような事態が発生しないよう、関係課が連携して、対応を行うこと。
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳を所持する生活保護受給者に対して同手帳の更新申請を支援すること。
 - ・ 生活保護受給者の精神障害者保健福祉手帳が失効したことを認識した場合は、医療機関等への調査や病状確認等により、病状に沿った対応を行うこと。
- (3) 原告は、生駒市に対しての請求を放棄すること。
- (4) 原告及び生駒市は、本件に関し、債権債務がないことを相互に確認すること。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とすること。

(参考) 障害者加算の削除、返還等の経緯

年 月 日	内 容
R4. 6.30	原告の精神障害者保健福祉手帳の有効期間が満了する (R4.7.1 から 12.25 まで失効)
R4.11 頃	市(生活支援課)は原告の同手帳の失効に気づく
R4.12.26	原告は同手帳の再交付を申請される
R4.12.28	市は原告に対し、非課税世帯等への給付金 50,000 円を支給する
<u>第 1 返還</u>	原告から市に対し、同手帳の失効期間中(令和 4 年 10~12 月分)の障害者加算分 49,860 円が全額返還される
R5. 2. 1	原告に同手帳が再交付される(有効期間 R4.12.26~R6.12.31)
R5. 3. 3	市は原告に対し、同手帳再取得後の令和 5 年 1~2 月分の障害者加算分 49,880 円を追加支給する
<u>第 2 返還</u>	原告から市に対し、同手帳の失効期間中(令和 4 年 7~9 月分)の障害者加算分 49,860 円が全額返還される
R6. 5.30	原告が奈良地方裁判所に提訴
R6. 6.17	原告代理人からの申し出を受け、市は医療機関への調査を行い、同手帳失効期間中の病気の継続を確認する
R6. 7. 9	裁判所から市に訴状が届く
R6.10.25	市は原告に対し、返還された障害者加算分(2 回分合計 99,720 円)に利息(5,208 円)を加えた 104,928 円を返金する